

借上住宅銀座アイタワの廃止について

☞ 中央区借上住宅銀座アイタワ（以下「借上住宅銀座アイタワ」という。）の建替えに伴い、居住者との移転協議を行った結果、全居住者の合意が得られたため、借上住宅銀座アイタワを建物所有者へ返還し、廃止する。

1 内容

借上住宅銀座アイタワの建物所有者から、借上住宅銀座アイタワの建替え及び当該建物所有者が所有する他の建物への移転についての協議依頼に係る文書が、令和5年11月10日に提出された。

本区は、建物所有者と協議し、借上住宅銀座アイタワからの移転先として令和7年11月1日付けで中央区借上住宅銀座ウォールビルの供用を開始するとともに、居住者と移転協議を重ね、この度、全居住者から合意が得られた。

借上住宅の当初の目的であった定住人口の回復を達成し、住宅供給においても、現在民間住宅で充足していることから、全居住者退去後に借上住宅銀座アイタワを建物所有者へ返還することに伴い、借上住宅銀座アイタワを廃止する。

2 借上住宅銀座アイタワ概要

- (1) 名 称 中央区借上住宅銀座アイタワ
- (2) 所在地 中央区銀座二丁目9番7号
- (3) 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上14階 地下3階
- (4) 借上戸数 9戸

3 改正を要する条例

中央区借上住宅条例(平成5年12月1日条例第33号)

4 施行予定日

令和8年7月31日